大阪市告示第1456号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第４条第２項の規定により読み替えられた同条例第３条第３項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第４条第２項の規定により読み替えられた同条例第３条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

施　設　名	年　月　日	供　用　時　間
大阪市立 浪速スポーツセンター 第１体育場	令和８年11月１日（日）	午前９時から 翌日午前１時30分 まで
	令和８年11月３日（火）から 同月８日（日）まで	
	令和８年11月10日（火）から 同月15日（日）まで	
	令和８年11月17日（火）から 同月22日（日）まで	
	令和８年11月25日（水）から 同月29日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）